

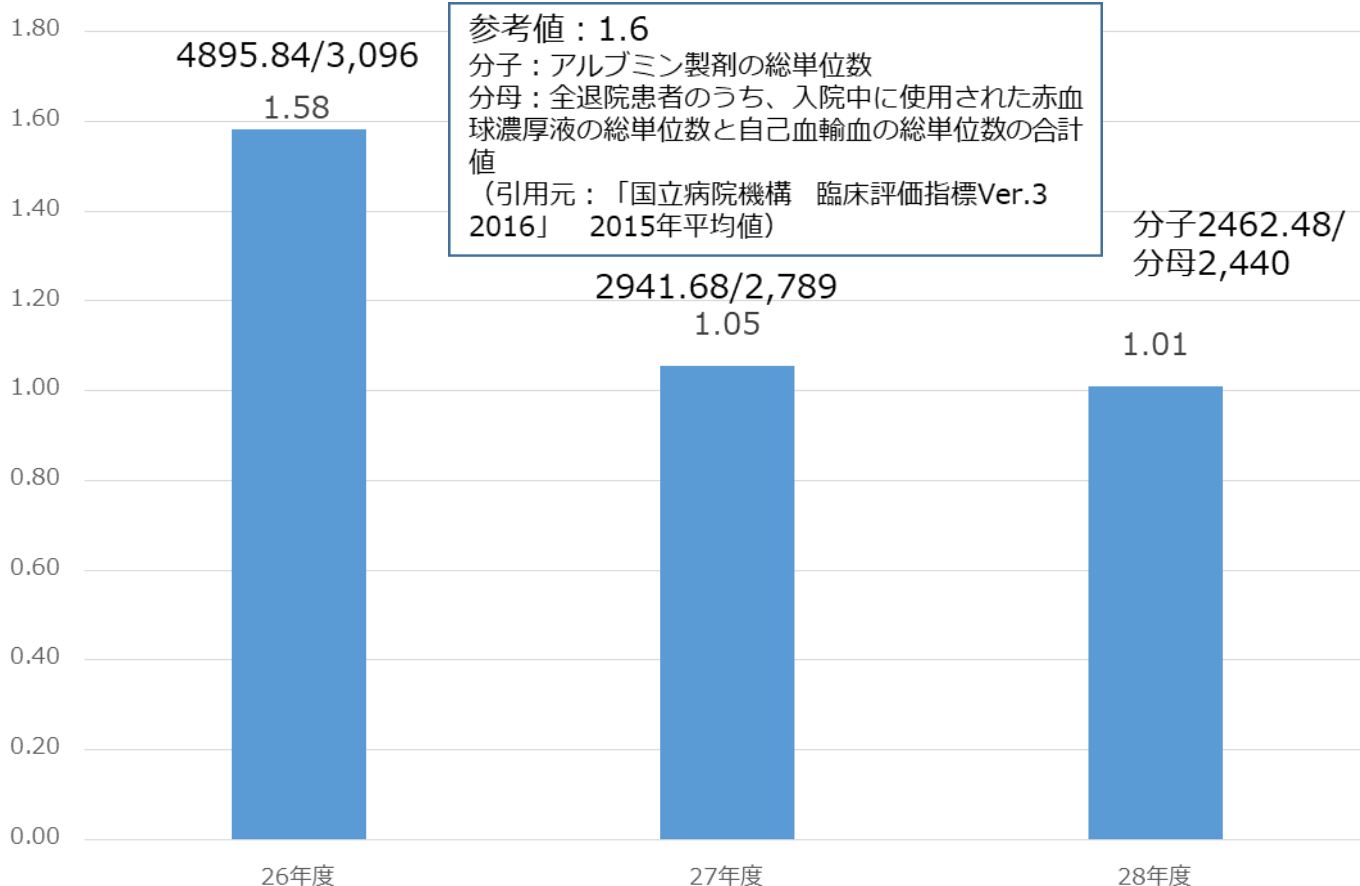
9 赤血球濃厚液(RBC)使用量に対するアルブミン製剤使用量比

指標の解説

- 我が国では輸血製剤の過剰使用が問題となっており、特に、アルブミン製剤の使用については、蛋白質源の補給等といった不適切な使用例がしばしば見受けられることから、厚生労働省が示す「血液製剤の使用指針」において、使用基準及び投与量基準等が設けられている。
- また、輸血管理料における「輸血適正使用加算」の施設基準では、赤血球濃厚液(自己血輸血を含む)使用量に対するアルブミン製剤使用量比が2.0未満であることと定められており、アルブミン製剤の適正な使用が診療報酬でも評価されているところである。

分子:アルブミン製剤の総単位数

分母:全症例の赤血球濃厚液の総単位数と自己血輸血の総単位数の合計値



当院の数値は1を少し上回る程度と加算基準を大きく下回っており、輸血製剤の適正な使用がなされていると評価できる。